

**令和8年度  
相馬地方広域市町村圏組合職員(看護教員)採用候補者試験**

**受 験 案 内**

相馬地方広域市町村圏組合職員採用候補者試験委員会  
〒976-8601 相馬市中村字北町63番地の3  
相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課  
電話(0244)35-0211

相馬地方広域市町村圏組合では、令和8年4月採用の職員採用候補者試験を次のとおり行います。

**1 受付期間**

- **令和7年4月28日(月)から6月30日(月)まで**
- 受付事務は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで行います。  
(土曜日・日曜日・祝日は除きます)
- 郵送による申込みは、6月30日必着です。

**2 試験期日、試験会場及び合格者発表**

期 日	会 場	合 格 者 発 表
<b>令和7年7月8日(火)</b> 受 付 8:45～ 8:55 論文試験 9:00～10:30 個別面接 10:40～	<b>相馬看護専門学校</b> 相馬市石上字南蛭沢 344 番地	7月下旬、相馬市役所前・南相馬市役所前・鹿島区役所前・小高区役所前・新地町役場前・飯館村役場前の掲示場に掲示し、合格者に通知します。組合ホームページにも掲載します。

**3 試験職種、採用予定人員及び職務内容**

試 験 職 種	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
<b>看護教員</b>	<b>1名程度</b>	看護専門学校の専任教員

**4 受験資格**

- (1) 昭和41年4月2日以降に生まれた方で、専任教員として必要な研修※1を修了した方  
(令和8年3月31日までに修了見込みの方を含む)
- (2) 昭和41年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた方で、保健師、助産師又は看護師として保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の専門分野の教育内容のうち一つの業務に3年以上※2 従事し、大学において教育に関する科目※3を4単位以上履修して卒業又は大学院において教育に関する科目※3を4単位以上履修した方(令和8年3月31日までに卒業・取得見込みの方を含む)
- (3) 昭和56年4月2日以降に生まれた方で、下記の①、②のどちらかに該当し、採用後に専任教員として必要な研修※1の受講が可能な方※4

①保健師、助産師又は看護師として3年以上※2 従事し、かつ、大学において教育に関する科目※3 を4単位以上履修して卒業又は大学院において教育に関する科目※3 を4単位以上履修した方(令和8年3月31日までに卒業・取得見込みの方を含む)

②保健師、助産師又は看護師として5年以上※2 業務に従事した方

※1 専任教員として必要な研修とは、以下のいずれかの研修のことをさします。

- ・ 旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程
- ・ 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したものを含む。)
- ・ 国立保健医療科学院の専攻課程(平成14年度及び平成15年度旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)及び専門課程地域保健福祉分野(平成16年度)

※2 保健師、助産師又は看護師として従事した年数は、令和8年4月1日時点です。

※3 教育に関する科目とは、「教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法」に関する科目です。

※4 5年以上保健師、助産師又は看護師の業務から離れている方は除きます。

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。(欠格事項)

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 相馬地方広域市町村圏組合及び組合関係市町村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5 試験の方法及び内容

試験種目	内 容
論文試験	看護教員として必要な専門的知識及び能力に関する記述試験を行います。
個別面接	主として人物についての口述試験を行います。

## 6 資格調査

受験資格の有無、申込書記載の真否、その他について調査します。

受験資格がない場合、申込書等の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、受験又は合格を取り消すことがあります。

## 7 受験手続

(1) 受験申込用紙の請求方法

- ① 申込用紙は、相馬地方広域市町村圏組合事務局及び相馬看護専門学校において交付します。組合ホームページからもダウンロードできます。

本組合ホームページアドレス <https://www.soma-area.jp/>

相馬地方広域市町村圏組合



- ② 郵送で請求する場合は、封筒の表に「看護教員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒[角形2号(縦33.2cm×横 24.0cm)]を必ず同封のうえ、相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課へ送付してください。

## (2) 受験申込の方法

下記書類を持参または郵送により相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課に提出してください。なお、郵送する場合は、封筒の表に「看護教員採用試験申込」と朱書きし、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒[長形3号(縦 23.5cm×横 12.0cm)]を必ず同封のうえ送付してください。

- ① 申込用紙及び受験票(上半身、脱帽、正面向、縦4.0cm×横3.0cmの写真を貼付)
- ② 指定の履歴書(自筆のもの・受験票と同じ写真を貼付)
- ③ 看護師等免許証の写し
- ④ 専任教員として必要な研修の修了証の写し又は受講中であることの証明書【受験資格(1)の方のみ】
- ⑤ 大学又は大学院において教育に関する科目の単位を取得したことを証明する書類(単位取得証明書、成績証明書等)又は単位取得見込証明書等履修中であることが確認できる書類【受験資格(2)又は(3)-①の方のみ】
- ⑥ 最終学校の卒業証明書【受験資格(3)-②の方のみ】
- ⑦ 住民票抄本(本籍が記載されているもの)

※申込用紙と受験票は1枚の用紙となっていますが、切り取らずに提出してください。記載事項を確認後、持参者にはその場で受験票を交付します。郵送の場合には順次送付します。  
※履歴書等の記載にあたり、間違えて記入した箇所は、二重線で訂正し、その上(又は隣)に正しい内容を記入してください。修正ペン等は使用しないでください。  
※交付された受験票は、受験当日に必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真を貼っていない場合は受験できません。

## 8 受験日に持参するもの

受験票、筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム)

## 9 合格から採用まで

合格者は、採用候補者名簿に高得点順に記載され、その中から採用者が決定されます。従って、合格しても欠員等の関係から採用されないこともあります。

## 10 受験結果の開示

試験結果については、本人の開示請求により閲覧することができます。

閲覧を希望する場合は、予め相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課に電話で予約してから、本人確認ができるもの(受験票、運転免許証、写真付き公的身分証明書)及び印鑑を持参のうえ、組合事務局までお越しください。

※閲覧時期は、合格発表の日から1ヶ月間です。

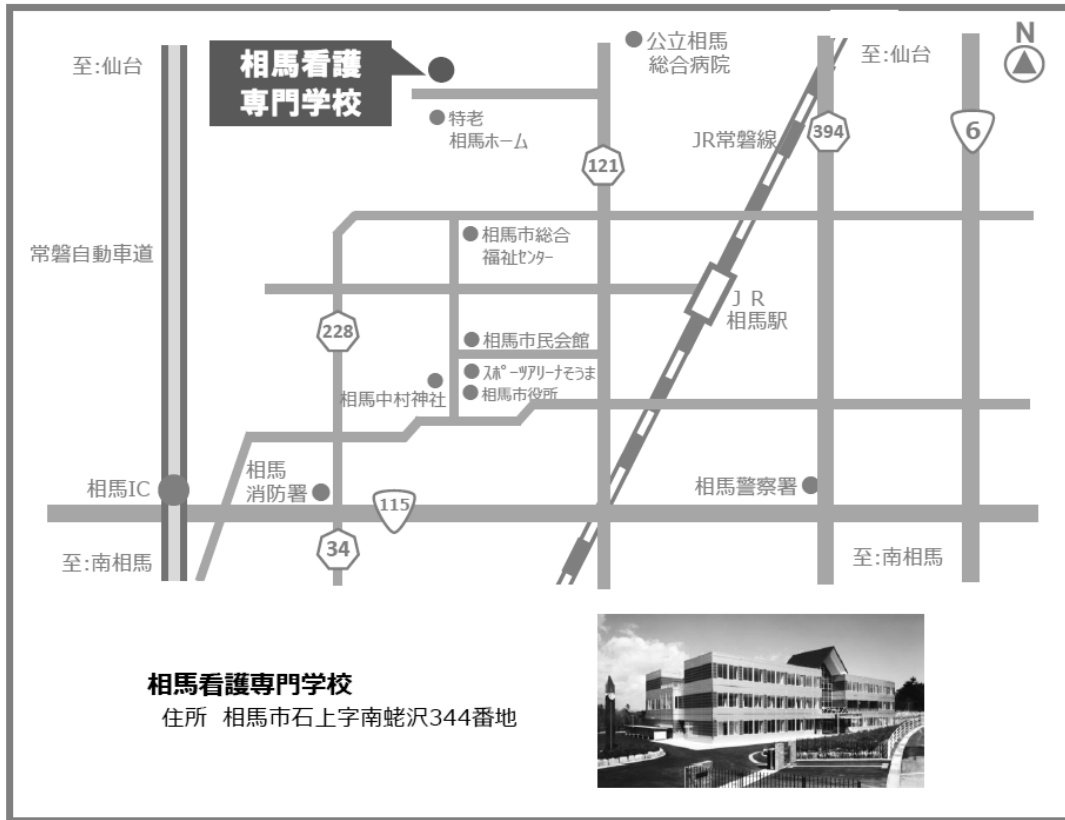
## 11 その他

この試験に関して不明な点は、下記にお問い合わせください。

### 相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課

〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3  
電話番号 (0244)35-0211

# 試験会場周辺地図



## ○相馬看護専門学校に関するQ & A

**Q: 相馬看護専門学校について教えてください。**

A: 相馬看護専門学校は、地域保健医療の担い手となる看護師の養成機関として平成13年4月に開設した3年課程(全日制)の公立の看護専門学校です。

生命の尊さと人間尊重を基盤に、看護師として必要な専門知識はもとより、広い視野と柔軟な思考、豊かな感性・創造性を育み、常に探究心を持ち、自ら判断し行動できる看護実践者の育成を教育理念としています。

**Q: 業務内容を教えてください。**

A: 看護教員として、看護師を目指す学生の教育指導をしていただきます。

看護教員は、地域医療の未来を担う看護師を育成するとともにやりがいのある仕事で、各領域の講義や臨地実習指導を通じて一人ひとりの学生の成長を支援していきます。

## ○採用後の身分等に関するQ & A

**Q: 採用後の身分はどうなるのですか。**

A: 地方公務員として、看護教育指導に従事します。

**Q: 勤務形態に夜勤や泊まり勤務はありますか。**

A: 勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までです。夜勤や泊まり勤務はありません。

**Q: 専任教員として必要な研修を受講していませんが、受験できますか。**

A: 看護師等としての臨床経験が5年以上あれば受験することができます。(大学において教育に関する科目を4単位以上履修して卒業した場合、3年以上の臨床経験でも受験できます。詳しくは、受験資格をご確認ください。)

採用後に専任教員養成講習会を受講する場合、研修に係る費用は全て組合が負担し、研修期間中も給与は保障されますので、安心して研修に臨むことができます。

## ○採用後の給与、休暇等に関するQ & A

**Q: 給与について教えてください。**

A: 3年課程の短大または看護専門学校卒で臨床経験5年の場合の初任給は、286,600 円です。(令和7年4月1日現在) なお、勤務経験等を有する場合は、期間や内容に応じて給料月額が調整されます。定期昇給は原則として毎年1回行われます。

上記の給料のほかに、特殊勤務手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等がそれぞれの条件に応じて支給され、期末・勤勉手当(ボーナス)は、年4.6月分支給されます。(令和7年4月1日現在)

**Q: 勤務時間や休暇について教えてください。**

A: 勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分(休憩1時間を含む)で、土日、祝日及び年末年始は休日となります。

年次有給休暇は年間20日間(採用年は15日)付与され、その他に夏季休暇(年5日)・産前産後休暇・子育て休暇等の特別休暇や、介護休暇・育児休業など家庭と仕事の両立をサポートする制度が整備されています。

**Q: 福利厚生制度は、どのようなものがありますか。**

A: 福島県市町村職員共済組合に加入します。(健康保険、厚生年金等)

共済組合に加入することにより、病気やけが、出産等に必要給付を行うほか、職員の退職後に年金の支給等を行います。その他にも、相馬地方広域市町村圏組合職員共助会に加入することにより、病気等の見舞金や各種祝金等が給付されるほか、人間ドックの助成等を受けることができます。